規 則 第 51 号 平成25年 3月27日

国土調査の標識等の管理保全に関する規則を公布する。

鹿児島市長 森 博 幸

国土調査の標識等の管理保全に関する規則

地籍調査の標識等の管理保全に関する規則(平成16年規則第129号)の全部を改正する。 (趣旨)

- 第1条 この規則は、国土調査法(昭和26年法律第180号。以下「法」という。)第2条 第1項第1号に規定する基本調査及び同項第3号に規定する地籍調査において設置した標識 等の毀損、滅失等を防止するため、その管理保全に関し、必要な事項を定めるものとする。 (定義)
- 第2条 この規則において「標識等」とは、法第30条第1項に基づき設置した標識又は調査 設備のうち本市が管理するものをいう。

(標識等の使用手続)

- 第3条 標識等を使用して測量をしようとする者は、あらかじめ国土調査標識等使用承認申請 書(様式第1)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 市長は、前項の申請を適正と認めたときは、当該申請者に国土調査標識等使用承認書(様 式第2)を交付するものとする。
- 3 標識等を使用して測量を実施した者が、当該測量を完了したときは、直ちに国土調査標識等使用報告書(様式第3)により使用結果を市長に報告するものとする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、市長が別に定める者については、所定の様式によらないことができる。
- 5 標識等を使用する場合は、市長が別に定める書類を常時携帯し、標識等が設置されている 土地の所有者若しくは管理者又は本市職員の求めがあったときは、速やかにこれを提示しな ければならない。

(工事施行の届出)

第4条 工事を施行する者(以下「工事施行者」という。)が、標識等付近でその効用に支障をきたすおそれがある工事等を施行する場合は、あらかじめ国土調査標識等付近での工事施行届出書(様式第4)に別に定める図書を添付して、市長に提出するとともに、市長の指示に基づく標識等の保全に必要な措置を講じなければならない。ただし、次条の規定により承

認を申請し、又は協議する場合は、工事施行届出書の提出を省略することができる。

- 2 前項の標識等の効用に支障をきたすおそれがある工事等とは、次に掲げるものとする。
 - (1) 掘削底面端から45度以上の線内に標識等が入る掘削工事等
 - (2) 車両、重機等の振動が標識等に影響を及ぼす杭打ち又は杭抜き工事等のうち、標識等から最も近い杭、車両、重機等までの距離が5メートル以下である工事等
 - (3) その他標識等の効用に支障をきたすと市長が認める工事等
- 3 標識等付近での工事がしゅん工したときは、工事施行者は、速やかに国土調査標識等付近での工事しゅん工報告書(様式第5)に別に定める図書を添付して、市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 4 標識等付近での工事により標識等の効用に支障をきたした場合は、工事施行者は、協議の 上、国土調査標識等復旧承認申請書(様式第6)を市長に提出し、その承認を受けなければ ならない。
- 5 市長は、前項の申請を適正と認めたときは、当該申請者に国土調査標識等復旧承認書(様 式第7)を交付するものとする。

(一時撤去及び移転)

- 第5条 工事施行者(第7条第1項ただし書に係る工事の施行者を除く。)が、標識等を一時撤去し、又は移転する必要が生じた場合には、あらかじめ国土調査標識等(一時撤去・移転)承認申請書(様式第8)に別に定める図書を添付して、市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、標識等が設置されている場所が民有地内の場合にあっては、当該土地又は建物等の所有者は、国土調査標識等協議申請書(様式第9)に別に定める図書を添付して、市長に提出し、協議を行うものとする。
- 3 市長は、第1項の申請を適正と認めたときは、当該申請者に国土調査標識等(一時撤去・ 移転)承認書(様式第10)を交付するものとする。
- 4 市長は、第2項の規定により協議を行ったときは、国土調査標識等協議結果書(様式11)を作成し、申請者に1部を交付のうえ、1部を保管するものとする。

(機能の回復)

- 第6条 工事施行者は、標識等の一時撤去、滅失、毀損、移転等により標識等の効用に支障を きたした場合は、国土調査標識等協議申請書(様式第9)に別に定める図書を添付して、市 長に提出し、協議を行うものとする。
- 2 市長は、前項の規定により協議を行ったときは、国土調査標識等協議結果書(様式11) を作成し、申請者に1部を交付のうえ、1部を保管するものとする。
- 3 工事施行者以外の者が、故意又は過失により標識等を滅失し、又は毀損した場合は、第1 項の規定を準用する。

(機能回復の施工者)

- 第7条 標識等を設置する工事(以下「設置工事」という。)は、原因者である工事施行者又は前条第3項の工事施行者以外の者(以下「工事施行者等」という。)が行うものとする。 ただし、次に掲げる場合は、市長が行うものとする。
 - (1) 工事施行者等から市長に標識等の移転の請求があった場合
 - (2) 工事施行者等による設置工事が困難であると市長が認めた場合
 - (3) 第5条第2項又は前条第1項の規定による協議により、市長が設置工事を行うこととなった場合
- 2 やむを得ず標識等の測量成果の修正(以下「測量作業」という。)が生じた場合における 当該測量作業に必要な手続は、測量法(昭和24年法律第188号)第36条、第37条第 3項、第40条その他関係法令に基づき市長が行うものとする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、偏心法による移転により機能回復を図る場合は、工事施行者 等が市長と協議のうえ施工者を決定するものとする。

(設置工事)

- 第8条 工事施行者等は、設置工事に係る標識等の設置位置及び設置施工方法について、着工 前に市長と協議を行わなければならない。
- 2 設置工事に使用する標識等は、既設のものを再度使用するものとする。ただし、使用不可能な場合は、市長と協議するものとする。
- 3 工事施行者等は、設置工事の品質、出来形、工程及び工事実施状況を明らかにする写真を 撮影し、標識等の位置が確認できる測量資料を作成しなければならない。
- 4 工事施行者等は、設置工事がしゅん工したときは、速やかに国土調査標識等設置工事しゅん工報告書(様式第12)に前項の図書を添えて、市長に提出し、その検査を受けなければならない。
- 5 工事施行者等は、前項の規定による検査に合格しないときは、直ちに補修して再検査を受けなければならない。

(費用の負担)

- 第9条 設置工事に要する費用及び測量作業に要する費用は、工事施行者等の負担とする。
- 2 標識等の移転の請求をした者は、標識等の移転に要する費用について、市長が定める額を 負担しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めのない事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)前に、改正前の地籍調査の標識等の管理

保全に関する規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた届出その他の行為は、この規則の相当規定によりされた行為とみなす。

- 3 施行日前に旧規則に規定する様式により作成された書類は、この規則に規定する様式により作成された書類とみなす。
- 4 施行日前に旧鹿児島市街区基準点等管理保全要綱(平成19年9月28日制定)に規定する様式により作成された書類は、この規則に規定する様式により作成された書類とみなす。

国土調査標識等使用承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住 所氏 名電話番号

国土調査の標識等の管理保全に関する規則第3条第1項の規定により、標識等の使用について、次のとおり承認を申請します。

使用目	目的								
使用其	明間	年	月	日から	年	月	日まで		
測量均	也域								
使用。	ける標識等							計	点
測量方法									
測	名 称								
量作業	代表者氏名								
	担当者氏名								
機関	所在地	電話番号							
備考									

		国	土調了	荃標識等使	用承認	<u></u>					
								第年	月	号日	
		様									
					鹿児島	計市長					印
す。	年 月	日付けで申請	うのあり	ました標譜	等の使用	につい	いて、次の	とお	らり 承	₹認し	ま
使用目	的										
使用期	間	年	月	日から	年	月	日まで				
測量地	2域										
使用す	る標識等							計		点	
測量力	法										
測量・	名 称										
作業	代表者氏名										
機関	所在地	電話番号									
1 2	名条件 別紙の国土調 測量を完了し					きまによ	り使用結	ま果を	: 報告	言する	5.2
連絡先	Ì	鹿児島市			(土		担当				
		Tel			(内線)				

国 土 調 査 標 識 等 使 用 条 件

- 1 標識等の使用に当たっては、土地所有者等にあらかじめ測量をしようとする者、測量作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。
- 2 施設内への立入りは、原則として日曜祝祭日を除く、午前9時から午後5時までとする。 ただし、土地所有者等から指定された場合はそれに従うこと。
- 3 使用時には国土調査標識等使用承認書を常時携行すること。
- 4 使用に当たっては、標識等の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう 努めること。
- 5 標識等の本体又は立入り施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。
- 6 標識等の使用を完了したときは、国土調査標識等使用報告書を市長に提出すること。

国土調査標識等使用報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

報告者 住 所名 称担当者

国土調査の標識等の管理保全に関する規則第3条第3項の規定により、標識等の使用結果 について、次のとおり報告します。

使用	目的									
使用	期間	年	月	日から	年	月	日まで			
測量	地域									
使用	した									
標識	等							計	点	
測量方法										
使用承認番号			第	号						
測	名称									
量作	代表者氏名									
業	担当者氏名									
機関	所在地	電話番号								
		No.	,	~ No.		相対精	度1:			
庙田	公田 (桂帝)	No.	,	\sim No.		相対精	度1:			
使用結果(精度)		No.	,	~ No.		相対精	度1:			
		No.	,	\sim No.		相対精	度1:			
特記事項		(故障点、	異状点の	の状況を記載	붗)					

国土調査標識等付近での工事施行届出書

年 月 日

鹿児島市長 殿

 届出者
 住
 所

 氏
 名

 電話番号

国土調査の標識等の管理保全に関する規則第4条第1項の規定により、工事の施行について次のとおり届け出ます。

工事件名								
工事場所	鹿児島市					番地	也先	
工事期間	年	月	目から	年	月	日まて	\$	
工事概要								
標識等番号								
添付図書	1 位置図 6 その他	2 断面	i図 3 :	平面図	4 引照	点図等	5 写真	

国土調査標識等付近での工事しゅん工報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

報告者 住 所氏 名電話番号担当者

年 月 日付けで届け出た標識等付近での工事がしゅん工しましたので、国土調査の標識等の管理保全に関する規則第4条第3項の規定により、次のとおり報告します。

工事件名								
工事場所	鹿児島市 番地先							
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで							
標識等番号								
	(1)測量標の毀損状態:							
標識等の状況	(2)構造物の毀損状態:							
	(3)その他:							
添付図書	1 しゅん工写真 2 測量資料 3 その他							

国土調査標識等復旧承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住 所 氏 名

工事により効用に支障を来した標識等の復旧について、国土調査の標識等の管理保全に関する規則第4条第4項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

復旧理	里由							
復旧内	內容							
復旧場	易所	鹿児島市					番地先	
復旧する標識等								
復旧期間		年	月	日から	年	月	日まで	
設置	名 称							
工事	担当者							
の施 行者	所在地	電話番号						
備	考							

国土調査標識等復旧承認書

第 号

年 月 日

様

鹿児島市長

印

年 月 日付けで申請のありました標識等の復旧について、次のとおり承認します。

承認事項

復旧内容						
復旧場所	鹿児島市				番地先	
復旧する標識等						
復旧完了期限	年	月	目			

承認条件

- 1 標識等の再設置は、既設と同様の構造によるものとし、着工前に下記担当者へ連絡すること。
- 2 既設の標識等の再利用が困難な場合は、下記担当者へ連絡すること。
- 3 設置工事完了後は、速やかに国土調査標識等設置工事しゅん工報告書を提出し、鹿児島市の検査を受けること。
- 4 検査に合格したときには、速やかに鹿児島市へ標識等を引き渡すこと。
- 5 承認事項に変更を生じた場合は、その旨を速やかに届け出て下記担当者と協議を行うこと。

連絡先	鹿児島市	担	当
	Tel	(内線)

国土調査標識等(一時撤去・移転)承認申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住 所 氏 名

工事により支障となる標識等の(一時撤去・移転)について、国土調査の標識等の管理保全に関する規則第5条第1項の規定により承認を受けたいので、次のとおり申請します。

一時撤去	又は移転の								
理由									
工事件名									
工事場所		鹿児島	市					番	地先
一時撤去	又は移転す								
る標識等									
移転する場合の移転		鹿児島	击					釆	地先
候補地		比ル田	111				田 70.70		
工事期間			年 /	月	目から	年	月	日ま	で
一時撤去	・移転期間		年	月	日から	年	月	日ま	で
一時撤	名 称								
去·移 転工事	担当者								
の施行	所在地	電話番	号						
者									
添付図書		1 位置		平面	図 3	引照点図等	4 写真	5	再設置位置図
		6 その)他						
備考									

国土調査標識等協議申請書

年 月 日

鹿児島市長 殿

申請者 住 所 氏 名

支障となる標識等について、国土調査の標識等の管理保全に関する規則(第5条・第6条)の規定により、協議を申請します。

一時撤去	等の理由又						
は標識等	の効用に支						
障をきた	した状況等						
場所		鹿児島市					番地先
該当する標識等							
工事期間		年	月	日から	年	月	日まで
一時撤去	一時撤去等の期間		月	日から	年	月	日まで
一時撤	名 称						
去等工	担当者						
事の施行者	所在地	電話番号					
添付図書		1 位置図	2 =	平面図 3 写	真 4	その他	
備考							

		国土調査標語	戦等(·	一時撤去・	移転)承	認書				
		様					第年	月	号日	
					鹿児島市長					印
とおり承	年 月認します。	日付けで申請の	ありま	した標識等	の(一時撤	去・移転)	につ	ついて	ī. \	ての
承認事項										
移転先		鹿児島市				番地	先			
一時撤去	又は移転									
する標識	等									
工事完了	期限	年	月	日						
一時撤	名 称									
去·移 転工事	担当者									
の施行 者	所在地	電話番号								
承認条	件									
連絡先		鹿児島市			والموار .	担当、				
		Tel		(p	7線)				

	国土調査標識等協議結果書											
							年	月	日			
			協議者	住 所 氏 名					印			
			協議者	鹿児島	市長				印			
支障となる標識等に)の規定により、協議						る規則(第5多	条・ 第	6条			
該当する標識等												
内容												
移転する場合の 移転先	鹿児島市					番地	先					
工事期間	年	月	日から	年	月	日まで						
一時撤去·移転期間	年	月	日から	年	月	日まで						

国土調査標識等設置工事しゅん工報告書

年 月 日

鹿児島市長 殿

報告者 住 所 氏 名 担当者

年 月 日付け 第 号で承認を受けた標識等の設置について、設置工事がしゅん工しましたので、国土調査の標識等の管理保全に関する規則第8条第4項の規定により、次のとおり報告します。

工事内容											
工事場所		鹿児島市								番:	地先
設置した標識等番号											
設置工事しゅん工日			年		月	日					
設置 工事 の 行者	名 称										
	担当者										
	所在地	電話	括番号								
添付図書		1	位置図	2	平面図	3	写真	4	測量資料	5	その他